

# 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（統計情報総合研究））

## 平成28年度 総括研究報告書

### 中高年者縦断調査を利用した高齢者の行動に関するグローバルな観点からの学際研究－雇用・年金・医療・介護に関する実証分析－

研究代表者 北村 智紀

ニッセイ基礎研究所 金融研究部 主任研究員

#### 研究要旨

高齢化対策は少子化対策と並ぶ重要な政策課題である。政策課題に対処するにはデータに基づくエビデンスを示す必要がある。海外では縦断調査を用いた実証研究が進んでいる。公的縦断調査は規模・継続性から政策課題に大きく貢献できる可能性がある。そこで、本研究では「中高年者縦断調査」を利用し、学際的な観点から、高齢者の行動・活動の総合的な実証研究を実施する。具体的には、以下の5項目のテーマに関して分析を行う。研究1：高齢者雇用安定化法と厚生年金支給開始年齢引き上げの高齢者への影響分析、研究2：地域包括ケアシステムを担う高齢者の社会的活動と諸要素との関係性の分析、研究3：介護・医療と高齢者の行動分析、研究4：リタイアメント・コンサプション・パズルの検証、研究5：高齢者の飲酒・喫煙と健康状態・活動に関する学際分析である。研究最終年度である本年度においては、昨年度に実施した予備的な分析の高度化・精緻化を行った。分析結果については、国内外の学会や機関にて報告を行い、研究改善のために他の研究者との議論を行った。その結果、各研究テーマ別に一定の知見を得た。また、これら分析結果(エビデンス)に基づき、政策インプリケーションの検討を行った。

#### 分担研究者氏名・所属機関名及び所属研究機関における職名

足立 泰美	甲南大学	経済学部	准教授
上村 敏之	関西学院大学	経済学部	教授
臼杵 政治	名古屋市立大学	経済学部	教授
内藤 久裕	筑波大学	人文社会科学研究科	准教授
中嶋 邦夫	ニッセイ基礎研究所	保険研究部	主任研究員

#### 研究協力者氏名・所属機関名及び所属研究機関における職名

森田 陽子	名古屋市立大学	経済学部	教授
-------	---------	------	----

## A. 研究目的

高齢化対策は、少子化対策と並ぶ重要な政策課題である。高齢者の問題は、雇用、年金、医療、介護と複数の重点課題が存在する。社会保障制度改革国民会議報告書（2013）でも、高齢化の進行に伴い、就労期間を延ばし長く年金保険料を拠出して年金水準の確保を図る必要性や、就労と引退のバランスを検討し、高齢者の働き方と年金受給に関して、他の先進諸国で検討されている改革を考慮すべきとしている。さらにQOLを高め、社会の支え手を増やす観点から、健康の維持増進・疾病予防に取り組むべきとしている。

政策課題に対処するにはデータに基づくエビデンスを示す必要がある。海外では縦断調査を用いた実証研究が進んでいるが、日本では研究蓄積が十分ではない。特に公的縦断調査はその規模・継続性から政策課題の解決に大きく貢献できる可能性があるが、研究結果は限られている。そこで本研究では『中高年者縦断調査』を利用し、経済学、財政学、ファイナンス、医学の学際的な観点から、高齢者の行動・活動の総合的な実証研究を行い、高齢化問題に対処するためのエビデンスを示し、また、公的縦断調査の学際的な高度利用の可能性を示すことが目的である。

本年度においては、昨年度に実施した予備的な分析についての高齢化・精緻化を図ることが目的である。同時に国内外の既存研究と比較分析

を行い、結果の妥当性を検証する。特に、2013年の高齢者法の改正の影響、健康状態・ストレスと労働時間の関係、退職前後の消費変化の要因、家計の破綻要因、喫煙・飲酒の影響について重点的に分析する。また、研究を総括し、政策提言を実施する。

## B. 研究方法

本研究は、『中高年者の生活に関する継続調査』（以下、『中高年者縦断調査』とする）を利用し、クロス集計表や多変量解析等を用いて実証分析を行う。具体的には、以下の5項目のテーマに関して分析を行う。

### ・研究1：高齢者雇用安定化法と厚生年金支給開始引き上げの高齢者への影響分析

当研究は、改正高齢者雇用安定法、老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢の引き上げ、在職老齢年金制度が、高齢者の雇用・所得や金融資産蓄積等にどのような影響を与えたか実証的に分析し、政策効果を検討する。2016年度においては、これまでの分析の高度化を目標とする。特に2013年改正の影響の分析を行い、国内外既存研究と結果を比較して妥当性を検討するとともに、政策の効果を検討する。

### ・研究2：地域包括ケアシステムを担う高齢者の社会的活動と諸要素との関係性の分析

地域包括ケアシステムでは生活支援の担い手として元気な高齢者

を想定し、高齢者が社会的役割を持つことで生きがいや介護予防につながるという好循環を重視している。そこで当研究は、社会的活動と関連する諸要素の関係を分析し、好循環実現への示唆を得る。2016年度においては、特に、個人の行動履歴を把握できるという縦断調査の特長を活かし、身内の介護を経験した高齢者が高齢者支援活動を行う傾向があるかに焦点を当て、学会発表を通じて内外の研究者との研究改善のための議論を行って、政策のエビデンスとなるよう分析を高度化する。

### ・研究3：介護・医療と高齢者の行動分析

高齢者の行動は親族の要介護状態や健康状態、自らの健康状態に大きく依存する。本研究は、介護負担の有無によって生じる就業形態および所得等の変化について分析する。さらに生活習慣、健康状態ならびに医療機関の受診状況などをもとに、経済・医学的な見地から分析を行い、雇用保険制度、医療保険制度さらに介護保険制度に関連する政策提言を行う。2016年度においては、親族への介護状態と、雇用、所得、健康状態、日常生活の感じ方、社会活動等との関係を分析するパネル回帰分析等の高度化を図る。特に、健康状態とストレス・労働時間の関係を分析する。

### ・研究4：リタイアメント・コンサプション・パズルの検証

リタイアメント・コンサプション・パズルとは退職後に消費が減る現象であり、恒常所得仮説とは異なる消費行動である。海外では多数の文献があるが日本での研究蓄積は少ない。当研究は、退職前後の家計の消費の決定要因を分析する。さらに、ライフサイクル仮説が想定しているよりも引退後の終身年金需要が小さいという終身年金パズルが生じる要因について分析する。2016年度においては、退職前後の家計を対象に、消費と雇用・所得、家族構成、金融資産、その他要因との関連を分析について高度化を図る。特に、家計の破綻要因について分析する。

### ・研究5：高齢者の飲酒・喫煙と健康状態・活動に関する学際分析

海外では飲酒・喫煙に関する経済学・医学的な学際分析が広く行われているが、日本での研究蓄積は少ない。当研究は、高齢者の飲酒・喫煙と、雇用・所得、日常生活での活動、健康状態との関連を分析し、将来的な医療費抑制に関する政策立案への基礎的資料を提供する。2016年度においては、酒・喫煙の有無、あるいはその量と、雇用・所得、日常生活での活動、健康状態、ストレス度等についての分析の精緻化を図る。

#### (倫理面への配慮)

研究公表時にはデータのクロス集計等により、集計結果が少数例(3以下とする)で、生活状況および

社会経済的状況、疾病等の項目から個人が特定されてしまうような場合は、秘匿処置としてそのデータは公表しないものとする。

### C. 研究結果・考察

今年度においては、昨年度に実施した学会報告、ワークショップ、評価委員会のコメントを基に、分析の高度化・精緻化を実施した（具体的な内容については以下に示す）。分析結果については、国内外の学会等で報告を行い、研究者と議論を行った。また2017年3月には関西学院大学にて『厚生労働科学研究費「中高年者縦断調査を利用した高齢者の行動に関するグローバル観点からの学際研究－雇用・年金・医療・介護に関する実証分析－」ワークショップ』及び、慶應義塾大学パネルデータ設計解析センターと共同で、『「厚生労働省パネルデータを用いた経済分析と政策提言」ワークショップ』を開催し、外部研究者と分析結果に関する検討を行った。得られた知見を基に、政策インプリケーションの検討を行った。

研究1～5の5つの研究テーマの分析結果及び考察は以下のとおりである<sup>1</sup>。

#### ・研究1：高齢者雇用安定化法と厚生

### 年金支給開始引き上げの高齢者への影響分析

#### 研究1－1：高齢者雇用安定化法の政策効果（第1章参照）

2006年4月、60歳代前半の就労・退職行動に影響を与えうる高齢者雇用安定化法（以下「高齢者法」とする）が改正された。それ以前は、60歳定年以降の労働者の雇用は企業の努力義務であったが、改正により、企業は60から65歳までの労働者が働けるよう、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の廃止の何れかの雇用確保措置の導入が義務付けられた。しかし、例外措置も存在した：①労使協定により継続雇用制度の対象となる労働者に関わる基準を定める時は、希望者全員を対象としない制度も可能であること、②施行より政令で定める日までの間（大企業は2009年3月末まで、中小企業（常時雇用者数が300人以下の企業）は2011年3月末まで）は、労使協定ではなく就業規則等に当該事項を定めることができた。企業が自ら定めることができる就業規則等で継続雇用制度の対象者に対する基準を当面の間は設けることができるため、60歳以降の希望者全員の雇用が、必ずしも確保されたわけではなかった。継続雇用制度の導入によって雇用が確保される年齢（高齢者雇用確保措置義務化年齢）は、公的年金（定額部分）の支給開始年齢の引き上げに合わせ、2013年度までに段階的に引き上げられた。さらに、2013年4月には高齢者法の再改正法が施行さ

<sup>1</sup> なお、下記の研究成果には国内外学術誌への投稿用の版があるが、論文が採択後に著作権等の問題が生じる恐れがあるため、厚生労働科学研究費補助金取扱細則及び厚生労働科学研究費補助金事務処理要項の平成27年7月31日一部改訂に基づき、本報告書の添付対象外とする。

れ、①継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、②継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大、③義務違反の企業に対する公表規定の導入、④高齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定が行われ、65歳までの高齢者雇用の完全義務化が実施された。そこで、本研究は2013年4月の高齢者法の改正に効果あり、高齢者雇用が促進されたか否かを検証する。高齢者雇用の促進は、少子高齢化が進むなか、高齢者の生活安定と公的年金の財政安定化を進めるためには重要な政策課題である。その効果の程度を分析することは、今後の政策立案に必要不可欠である。

高齢者法改正の効果を検証した既存研究としては、2006年の改正については、一定の雇用促進効果があったとする研究がある。一方で、効果は限定的であったとする研究や、老後生活に対する不安（心理的な側面）についての改善はなかったとする研究がある。2013年の同法の雇用促進効果を検証する研究は、筆者の知る限り、これまで存在しない。

海外における高齢者雇用促進のための制度変更に関する研究では、効果がある例とない例に分かれている。フランスの解雇税変更の効果の検証においても、効果がある場合と、ない場合に分かれている。オーストリア解雇税に関する研究では、増税が高齢者の解雇を有意に減らしたとしている。カナダにおける定年の有無が高齢者の雇用に影響したかの研究では、定

年の存在は高齢者の雇用に大きなインパクトを与えていないとしている。米国の大学における70歳の定年廃止の影響を分析した研究では、70歳以前の年齢では定年廃止の影響はなかったが、70歳以上の退職率は有意に減少したとしている。

高齢者法による雇用延長は、公的年金の支給開始年齢の引き上げとも連動している。ヨーロッパにおける年金制度に関する既存研究は、年金は早期退職を促す効果があり、高齢者の雇用を抑制しているとしている。オーストリアにおける公的年金制度の改正の影響についての研究では、早期受給年齢を引き上げることにより高齢者の雇用促進が見られたが、同時に失業率も増加したとした。

そこで本研究では、厚生労働省『中高年者縦断調査』の2005年から2014年までのデータを利用し、同法が改正された2013年前後に60歳になる1949年生まれコーホートから1954年生まれコーホートまでの6つコーホートの男女について、2008年時点で正規、非正規（派遣嘱託を含む）か自営の何れかの形態で就業していた者の、その後の就業率を分析した。分析の結果、同一コーホート内での分析では、59歳までの就業率は、2008年時点で自営と正規であった者の間で差がないものの、60歳以降の正規であった者の就業率は、同法の改正に関わらず、有意に低下している。また、非正規であった者の就業率は、同法の改正の関わらず、低下トレンドが続い

ている。一方で、異なるコーホート間の分析では、一部、高齢者法の効果と考ええられる結果も観察された。2013年に60歳となる本研究データで最も若い1954年コーホートで正規であった者の60歳就業率は、最も年上の1949年コーホートと比較して、有意に高まっている。また、2013年に61歳となる1952年コーホートで正規であった者の61歳就業率は、1949年コーホートの61歳就業率と比較して、有意に高まっている。しかし、これ以外の効果は確認されず、全体的に見れば雇用促進効果は限定的であった。

これらの結果は、以下の2つの解釈が可能である。一つめとしては、既存研究の一部で示されたように、高齢者法の効果は2006年の改正時に現れ、その後の改正では大きなインパクトはなかったという解釈である。二つめは、高齢者法の改正のような、家計のライフサイクルを大きく変える政策の影響は徐々に浸透するものであり、本研究の分析対象となった世代には大きなインパクトはなかったが、今後の世代には効果が現れる可能性があるという解釈である。何れの解釈が妥当かについては引き続き検証していく必要がある

本研究は、日本財政学会、Southern Economic Association（米国南部経済学会）及び、American Economic Association（米国経済学会）で分析結果を報告し、内外の研究者との研究改善のための議論を行った。

## 研究1-2：厚生年金分割制度が世帯内資源の配分や主観的厚生に与える影響（第6章参照）

本研究は、厚生労働省『中年者縦断調査』を利用して、2007～2008年度にかけて施行された厚生年金分割制度（合意年金分割制度、3号年金分割制度）が夫妻間の資源や主観的厚生に与える影響を検証した。こちらの制度は、離婚時における妻の年金水準が低いという問題解消のため、夫の厚生年金を分割し、高齢期生活を補助することを目指したものである。同一世帯を継続調査しているというパネル調査という特性を生かし、厚生年金分割制度前後（2006～2008年）における、制度が適用される世帯とされない世帯、それぞれの世帯における生活時間や主観的厚生の変動を比較した。分析の結果、制度が適用される世帯では、妻の社会活動に対する満足度（趣味・教養、友達つきあい）が向上するという結果が得られた。世帯内における（一部の）年金の受け取り手を変更するという政策変更が、妻の生活時間に与える影響は確認できなかった。

## ・研究2：地域包括ケアシステムを担う高齢者の社会的活動と諸要素との関係性の分析（第2章参照）

日本では、人口の高齢化が進み、介護サービス等の供給が問題になっている。政府は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んでいる。地域包括ケアシステム

とは、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるための、地域の包括的な支援やサービスの提供体制である。今後の認知症高齢者や単身高齢世帯等の増加に伴い、在宅生活を継続するための日常的な生活支援（配食・見守り等）への需要の増加が見込まれる。地域包括ケアシステムでは、行政だけでなく、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な事業主体による重層的な支援体制を構築することと同時に、高齢者の社会参加をより一層推進することを重視している。元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど高齢者が社会的役割をもつことで、生きがいや介護予防にもつながるという好循環が期待されている。また、政府は経済政策「アベノミクス」の一環として「一億総活躍社会」を提唱し、2020年代初頭までに家族の介護を理由とした離職の防止等を図る「介護離職ゼロ」を推進している。この観点からも、高齢者が高齢者の生活支援の担い手となり、それを通じて自身の介護予防につながることは、社会的に重要と考えられる。

そこで本研究は、好循環の出発点である、どのような高齢者が生活支援の担い手となるかを分析する。現時点における高齢者による高齢者生活支援の参加要因の分析は、今後の参加促進策の効果を測る上で起点となるとともに、生活支援の参加促進に示唆を与えうる。しかし、高齢者が生活支援の担い手となる決定要因につい

ては、現時点で分析が不足している。社会貢献活動やボランティア活動の参加要因の研究は多くの蓄積があり、「高齢者による」社会貢献活動やボランティア活動の参加要因についてもいくつかの先行研究がある。しかし、高齢者の生活支援など、社会貢献活動やボランティア活動の内容を特定した要因分析は十分でない。そこで本研究は、厚生労働省が実施している「中高年者縦断調査」の個票（パネルデータ）を用いて、高齢者による高齢者生活支援の参加要因を分析する。パネルデータを利用することで、観察不能な個人効果の影響を除去できるとともに、個人の経験を変数化することが可能になる。

分析の結果、活動形態を問わない場合には、他の要因をコントロールしても、親族介護の経験中に高齢者支援へ参加する確率が大幅に高い傾向が男女ともに見られた。この傾向は、子育て支援や地域行事では見られなかった。また、男性では親族介護の経験後と学歴が高校卒の場合に、女性では配偶者の年金収入が多い場合や学歴が大学(大学院)卒や高専・短大卒の場合、主観的な健康状態が中央値よりも良い場合に、高齢者支援へ参加する確率が高い傾向が見られた。これらの有意な要因のうち配偶者の年金収入と主観的健康は、女性の地域行事の参加要因でも有意になっていたが、他の要因は共通していなかった。他方、社会貢献活動であることを純化するために組織を通じた活動に限定した場

合には、男性では親族介護の経験後である場合、女性では定年退職を経験した場合に、組織を通じた高齢者支援活動に参加する可能性が高い傾向が見られた。これらの有意な要因の他の活動への影響を見ると、親族介護の経験後が女性の地域行事には影響していたが、他に有意な影響は見られなかった。

これらの結果から、次のような示唆が得られた。まず、高齢者生活支援の参加者を募る際には、他の社会貢献活動とは異なる参加要因があることを踏まえる必要がある。既存研究における示唆と共通する。次に、厳密な意味での社会貢献として、組織を通じて高齢者生活支援に参加する参加要因としては、親族への介護の経験後である男性であることが挙げられる。これは、親族への介護を経験したことでボランティア活動（今回の分析では、特に高齢者の生活支援活動）に対する理解が深まった結果と考えられる。

本研究は、生活経済学会、Southern Economic Association（米国南部経済学会）で分析結果を報告し、内外の研究者との研究改善のための議論を行った。

### ・研究3：介護・医療と高齢者の行動分析（第3章参照）

今後30年間で、日本の高齢者の割合は前例のないレベルまで急速に増加すると予想される。急速に高齢化している日本では高齢者に対する

介護需要が高まっている。高齢者のケアは、日本では依然として重要な政策課題である。状況の悪化に寄与するもうひとつの要因は、50歳以上の介護者の人口増加であり、全介護者の80%を占めている。さらに、ケア施設のサービス能力は限られている。その結果、家族、特に親のために介護援助を実施する必要がある多くの高齢労働者は、早期に退職するか、一時的に離職するか、配偶者との役割分担をして、仕事を継続するか決定に直面している。本論文の目的は、退職・引退時期の労働者の労働参加と介護との関係を検証することである。

海外における既存研究によれば、介護と雇用との関係は、国、時期、性別等により結果が分かれている。介護により雇用は減少するとする研究と、雇用は減少しないとする研究は混在している。日本における介護と雇用の関係は、女性に関しては、介護により就業率が低下するとする研究がほとんどである、一方で、男性に関しては、女性ほどの就業率低下がみられないとする研究が多い。

本研究は、厚生労働省が実施した大規模パネル調査である『中高年者縦断調査』のデータを利用し、既存研究の同様に、性別、婚姻状況、および居住者の状況を考慮して、介護と就業率の関係を検証するのに加えて、配偶者の雇用状況や配偶者所得などの機会費用の影響を考慮して、介護の影響を検証する。配偶者が正規で働いている場合や、配偶者の所得が大きい場



合、介護のための仕事を中止する機会費用は大きいはずである。さらに、ネット金融資産が介護者の就業率に与える影響を考察する。退職の決定は、正味金融資産の金額によって影響を受ける可能性がある。最後に、介護による就業率の低下関する性差を検証する。筆者らの知る限り、配偶者の雇用状況、配偶者所得、正味金融資産を考慮して、週介護と就業率との関係进行分析した研究はこれまでにない。

分析の結果、両親と同居している既婚世帯では、男性は働き続ける傾向があり、女性は介護のため離職する傾向がある。特に、男性がフルタイムで働く場合に、介護により女性の就業率が大きく低下する傾向があり、機会費用が介護者の決定の重要な要素であることがわかる。未婚世帯と親と同居していない既婚世帯では、介護による就業率低下に男女間で有意差がなかった。正味金融資産の介護により離職の影響は、性別、婚姻状況、および親との同居の状況に応じて異なる結果を示した。親と同居している既婚女性および未婚男性では、正味金融資産が増加するにつれて、介護による就業率の低下が抑制される傾向があり、金融資産が介護実施のリソースになっている可能性が示された。

機会費用を考慮して介護者を決定することは、経済学的には、一定の条件の下で合理的な意思決定といえる。介護離職ゼロを目指すために、このような合理的な意思決定を変える必要がある。例えば、労働のフレキ

シビリティをこれまで以上に高めるなど、大胆な政策を検討する必要があるものと考えられる。

本研究は、日本経済学会、日本金融学会、証券経済学会で分析結果を報告し、他の研究者との研究改善のための議論を行った。

#### ・研究4：リタイアメント・コンサプション・パズルの検証

##### 研究4-1：個人住民税の高齢家計の商品に与える影響に関する研究（第4章参照）

本研究は、前年所得課税である個人住民税が、退職期の家計の消費水準を低下させるかどうかを明らかにすべく、個票データを用いて実証的に検証を行う。日本の個人住民税の制度は、前年の所得に対する課税である。そのため、加齢により収入が減少する退職期の家計においては、個人住民税は消費の抑制要因になる可能性がある。家計が正規雇用であっても、前年よりも所得が低下すると、前年所得課税である個人住民税の相対的な負担は大きいものと予想される。特に、雇用形態を正規雇用から非正規雇用に変更した家計や退職した家計では、前年の所得にかかる個人住民税を負担しなければならない。通常、このような家計の所得は正規雇用に比べると低下するため、雇用形態の変更後、あるいは退職後1年目に負担する個人住民税によって、家計の可処分所得が減り、消費が減少する可能性がある。しかしながら、通常のライフサイクル

仮説のもとでは、個人住民税が前年所得課税であったとしても、それを予期できる家計の消費水準であれば、退職期の個人住民税の課税のタイミングには影響を受けないはずである。影響を受けるとすれば、ライフサイクル仮説が成立していないか、退職期の個人住民税の負担に対して過剰な反応がなされているか、もしくは個人住民税の負担を家計が正しく予期できていない可能性がある。本研究では、これらの可能性を実証分析によって明らかにする。

日本の個人住民税が前年所得課税であることについて、様々な見解が提示されてきた。まずは、個人住民税が前年所得課税であることに否定的で、現年所得課税化するべきであるという見解では、現在の住民税は、前年の所得を基礎として課税する前年所得課税であるが、所得発生時点と税の徴収時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求める方が望ましいとする考え方がある。納税の事務負担に関しては、近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、現年課税の可能性について検討すべきという指摘がある。これに対して、現年所得課税化に否定的な見解もある。個人住民税の現年課税化した場合は、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討するべきだとする指摘である。これらの関係団体の見解によれば、所得発生時点と税負担時点を

できるだけ一致させる必要があるかどうか、または現年所得課税化によって企業や地方自治体の事務負担が増加するかどうか、この2つが論点になっている。

本研究の問題意識は、ここに挙げられた関係団体による2つの論点とは距離を置き、より経済学的な論点を提示する。すなわち、前年所得課税の個人住民税が、退職期の家計の消費水準を低下させているかどうか、退職期をカバーするパネルデータを用いて分析を行う。個人住民税が、退職期の家計の消費水準を低下させているならば、前年所得課税が家計の効用を低下させる原因になっていることから、個人住民税の現年所得課税化が政策的に支持されるはずである。あるいは、前年所得課税の制度を続けるならば、退職前後の家計の消費水準が低下しないよう何らかの対策を検討する必要がある。

本研究で用いるデータは厚生労働省『中高年者縦断調査』の個票データである。当調査は2005年から実施されている中高年家計の行動を記録したパネルデータであり、個人住民税の算出に必要な家族構成、所得、雇用形態を把握できる。また、総額ではあるが家計の消費額も把握できる。本研究では、時間の経過で変化しない観察できない個人間の異質性を固定効果モデルでコントロールしつつ、個人住民税の変化が消費に影響するかを推計した。分析の結果、家計が正規雇用に残る場合、正規から非正規に雇

用形態が変化した場合、正規・非正規・自営から退職した場合に、前年所得課税である個人住民税が家計の消費水準に負の影響をもたらしていることがわかった。特に、正規雇用から非正規雇用に変化した場合の個人住民税は、家計の消費水準をより低下させていた。

以上の結果から、個人住民税が前年所得課税であることは、家計の消費水準に影響をもたらす点で、望ましい制度ではないと考えられる。政府税制調査会や東京地方税理士会により、個人住民税を現年所得課税化すべきとする見解が示されているが、家計の消費水準に影響をもたらすという新たな観点からも、個人住民税の現年所得課税化は検討すべきだと考えられる。あるいは、個人住民税の前年所得課税をこのまま維持するならば、家計の消費が低下しないよう何かの対策が必要だと考えられる。例えば、退職前の従業員に対して、個人住民税が前年所得課税であることの周知を強めることや、退職期の個人住民税のための事前積立制度の創設、さらには退職直後の個人住民税を退職前に予め納付してもらうことなどが考えられるだろう。

本研究は、日本経済学会で分析結果を報告し、他の研究者との研究改善のための議論を行った。

#### 研究4-1：高齢者の貯蓄に関する研究（第5章参照）

少子高齢化が進行する日本に

において、引退前後の高齢世帯の貯蓄・消費の動向は経済政策上の重要な課題となっている。かつての「貯蓄好きな日本人」は、引退後も貯蓄し続けており、それが貯蓄投資バランスにおける貯蓄余剰、ひいては経常収支の黒字の要因として指摘されていた。しかし、ライフサイクル・モデル仮説に従えば、退職し収入がなくなれば貯蓄額がマイナスになるはずである。さらに、配偶者あるいは親の介護のための出費や病気等による支出がある場合には、貯蓄の取り崩し額は大きくなるはずである。近年、無年金・低年金の中高年世帯において、「老老介護」などが生活困窮を招く可能性は「老後破産」としてメディアに取り上げられている。しかし、これは特定の状況を想定した場合の生活困窮の例である。平均的な高齢世帯における引退前後の高齢世帯の貯蓄の動向を分析することは、今後の高齢者世帯への支援や年金制度のあり方といった社会・経済政策や、現役世代に対する老後準備の促進等の課題に対応するために重要と言える。そこで本研究では、厚生労働省が2005年から実施している『中高年者縦断調査』の個票データをもとに、引退前後の中高年世帯の貯蓄動向について、雇用形態の変化、介護を要する近親者の存在、6大疾病の診断、過去1年の退職経験、年金の受給、配偶者の就業状況の与える影響について考察する。

高齢者の貯蓄に関する研究には多くの蓄積がある。海外においては、

高齢者の貯蓄は不足しているとする研究と、高齢者は十分な貯蓄をしているとする研究とがあり、結論は分かれている。貯蓄は不足している研究は、米国の1931年から1941年生まれの者に対して、退職時に必要な貯蓄額と、それを達成するために必要な貯蓄率を推計した結果、必要な貯蓄率には個人間の格差が大きい、現実のデータと比較すると、62歳の早期退職が前提では、貯蓄が不足していることとしている、また、ライフサイクル・モデルに沿った高齢者の消費動向についての研究では、退職前後に消費は大きく減少するが、その原因については、完全には特定されておらず、貯蓄不足の可能性をあるとしている。ライフサイクル・モデルに沿った退職準備のためのソフトウェアを利用して、退職までに必要な貯蓄額を分析した研究では、多くの米国家計で必要な貯蓄が不足している可能性を指摘している。一方、高齢者は十分な貯蓄を保有しているとする研究としては、米国の高齢者の多くが、年金と不動産価格の高まりにより、ハイレベルな持続的な消費が可能なほどの十分な貯蓄を保有しているとしているという研究がある。ライフサイクル・モデルに沿った理論モデルで現実のデータを比較した研究では、多くの家計でモデルの最適解が示す以上の貯蓄を保有しているという結果がでていいる。別のデータを利用した米国の研究では、貯蓄不足の高齢者は約半数であること、また、新規の退職者で貧困レベルに達する者は5%

程度であり、問題性は少ないとする研究がある。

日本においても高齢世帯の貯蓄動向は、1980年代から学術上の重要テーマとなってきた。実証分析によれば、退職後高齢者は（実物資産を含めて）貯蓄率がマイナスとする研究や、無職高齢世帯の貯蓄率がマイナスであるだけでなく、働いていても貯蓄を取り崩していることがあるという研究がある。最近の研究では、就業世帯では貯蓄、非就業世帯で取り崩し、平均しても取り崩しがあるとしている。これら一連の先行研究では、ライフサイクル仮説と整合的に、所得の低い引退後は貯蓄を取り崩しているとしている。一方、これらの研究成果に対して、データ上の制約を指摘する研究も存在する。また、家族や就業形態などに家計の属性によって、貯蓄・取り崩しの程度が異なるとする研究がある。

これらの先行研究を踏まえて、本研究では引退前後の高齢世帯の貯蓄動向を分析した。その特徴として、大規模調査である『中高年者縦断調査』の2005年以降の6年分のパネルデータを利用して、固定効果モデルにより時間経過的に変化しない観測できない個人間の異質性の影響をコントロールしながら、①世帯主だけでなく配偶者の就業状態の変化により貯蓄行動がどのように変化するかをより厳密に推計したこと、②純金融資産の大小の他に、同居親族への介護状況、6大疾病の診断の有無、1年以内の退職経験の影響、年金受給の有無の影響

について分析を行ったこと、が本研究の貢献である。

分析の結果、正規雇用者は純金融資産に依存せず、一定額の純貯蓄があった。一方、引退後(無業)では、平均的に見れば、貯蓄の取り崩しが確認され、ライフサイクル・モデルの予測と整合的な結果が得られた。無業の家計は、年金を受給して配偶者が働いていない場合に、純金融資産が十分にあれば貯蓄を取り崩していたが、取崩額は多くないものであった。また、年金を受給して配偶者が働いている場合では、純金融資産に関係なく貯蓄の積み増しが確認された。これらの傾向は、将来の生活水準の低下への不安に備える行動だと解釈することも可能である。1年以内の退職経験は純貯蓄を引き下げる効果が確認された。一方、親族介護の有無、6大疾病の診断は純貯蓄に影響を与えてなかった。

本研究の分析の政策的な示唆として、以下の点が挙げられる。まず、高齢者世帯の老後の準備を確保し生活水準の低下を防ぐためには、実務慣行上みられるように定年延長でない嘱託などの非正規雇用、あるいは自営などの形式であったとしても、高齢者の継続的な就労が有効であり、それを促進する必要がある。また、退職後の年金や配偶者の収入がある家計において、それらの収入の全部または一部が貯蓄されている背景に、将来への不安(予備的動機)があるとする、高齢者雇用を促進し、老後準備を拡充することは、需要サイドからも支出を

促し、マクロ経済の刺激に繋がる可能性がある。

本研究は、日本経済学会、日本金融学会、証券経済学会で分析結果を報告し、他の研究者との研究改善のための議論を行った。

### ・研究5：高齢者の飲酒・喫煙と健康状態・活動に関する学際分析

本研究では、就業状態・労働時間・精神状態と飲酒・喫煙との関係について分析を行った。海外における既存研究では、飲酒・喫煙への選好は、サーベイ調査では把握できない、個人間の異質性の影響が強いとされている。『中高年者縦断調査』を利用した分析結果も同様で、飲酒と喫煙に共通する、観測できない個人間の異質性の影響が強い傾向があり、一定の結論を導くことは慎重とならざるを得ない。観測される要因を見ると、労働時間が増えると飲酒・喫煙が増える傾向があった。退職者は飲酒・喫煙が減る傾向があった。健診の受診は飲酒や喫煙と有意な関係がなかったが、ストレスを減らす、運動をするなどの日常の健康維持の心がけが飲酒・喫煙を減らす効果が見られた。当分析では観察されない個人間の差異が大きな影響を与えている可能性があり、一定の政策的な示唆を得るのが困難であった。

### D. 結論

本研究は『中高年者縦断調査』を利用し、学際的な観点から、高齢者の行動・活動の総合的な実証研究を行

い、高齢化問題の対処するためのエビデンスを示すことが目的である。今年度は当初設定した5つの研究テーマについて、昨年度に実施した予備的な分析を高度化・精緻化し、一定の知見を得た。また、この知見に基づき、政策インプリケーションの検討を実施した。さらに、公的縦断調査の高度利用可能性について示した。

## E. 健康危険情報

該当するものはない

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

Kitamura, T., Y. Adachi, and T. Uemura (2017) “Effect Caregiving on Employment for Retiring Japanese Individuals,” Kwansei Gakuin University Discussion Paper Series 158.

Uemura, T, Y. Adachi and T. Kitamura (2107) “Effects of Individual Resident Tax on the Consumption of Near-Retired Households in Japan,” Kwansei Gakuin University Discussion Paper Series 161.

### 2. 学会発表

Kitamura, T. “Evaluation of Japan’s 2006 Revision of the Law Concerning Stabilization of Employment of Older Persons: An Panel Data Analysis of Elderly Employment in Japan,” American Economic Association 2017 Annual Meeting.

Kitamura, T., “Evaluation of Japan’s 2006 Revision of the Law Concerning Stabilization of Employment of Older Persons: An Panel Data Analysis of Elderly Employment in Japan,” Southern Economic Association 86th Annual Meeting.

Nakashima K., “Evaluation of the Introduction of the Mutual Support System among the Elderly in Japan: A Panel Study of the Effects of Caregiving Experience,” Southern Economic Association 86th Annual Meeting.

北村智紀「高齢者雇用安定化法に関するパネル実証分析」日本財政学会第73回全国大会.

臼杵政治・北村智紀・中嶋邦夫「引退前後の高齢者世帯の貯蓄動向」日本金融学会2016年度秋季大会.

臼杵政治・北村智紀・中嶋邦夫「引退前後の高齢者世帯の貯蓄動向」第85回証券経済学会全国大会.

臼杵政治・北村智紀・中嶋邦夫「引退前後の高齢者世帯の貯蓄動向」日本経済学会2016年秋季大会.

足立泰美・上村敏之・北村智紀「退職期における住民税が生活水準に与える影響」, 日本経済学会2016年度春季大会.

北村智紀・足立泰美・上村敏之, “Effects of Elderly Caregiving on Employment Status: A Panel Study of Individuals in Their in 50’s to 60’s in Japan Effects of Elderly

Caregiving on Employment Status: A  
Panel Study of Individuals in Their  
in 50' s to 60' s in Japan,” 日本経  
済学会 2016 年度春季大会.

中嶋邦夫「どのような中高年者が高齢  
者生活支援の担い手となるか？」  
生活経済学会第 32 回研究大会

**G. 知的財産権の出願・登録状況**

平成 2 8 年度なし